

●特別休暇一覧

休暇名	要件	期間
病気休暇	心身の故障のためやむを得ない場合	最長 90 日
公民権等行使休暇	選挙権等公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地公体の議会等官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
ドナー休暇	骨髓・末梢血幹細胞の提供のため ○ドナー登録するとき ○家族以外に提供するとき	必要と認められる期間
ボランティア休暇	自主的かつ無報酬で社会貢献活動をする場合（親族に対する支援を除く。） ○被災地支援 ○身体・精神障害者等の施設での活動 ○介護	1 年に 5 日以内
結婚休暇	結婚式、旅行など結婚に伴う行事を行う場合	7 日以内
不妊治療休暇	不妊治療に係る通院等を行う場合	原則、1 年に 5 日以内
産前休暇	8 週以内に出産予定（多胎妊娠は 14 週）	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	出産	出産の日の翌日から 8 週
育児時間	1 歳未満の子どもに授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内（男性も可）
出産付き添い休暇	職員の妻（事実上の婚姻関係も含む。）が出産する場合で、入院の付き添いなどの場合	3 日以内
(男性職員の)育児参加のための休暇	職員の妻の産前休假期間から産後 1 年間以内において、当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合	職員の妻の産前休假期間から産後 1 年間以内において、5 日以内
子の看護等休暇	中学校就学前の子を看護（疾病予防を含む。）する場合、入学式・卒業式に参列する場合	1 年に 5 日以内（子が 2 人以上の場合は 10 日以内）

短期介護休暇	2週間以上介護が必要な家族を介護する場合	1年に5日以内（要介護者が2人以上のときは10日以内）
親族が死亡した場合	親族が死亡し、葬儀、服喪等死亡に伴う行事を行う場合	配偶者 10日 父母 7日 祖父母 3日 など
父母の追悼休暇	父母の追悼のため特別な行事を行う場合（死後15年以内）	1日
夏季休暇	夏季における盆等の行事、心身の健康の維持、増進、家庭生活の充実	6月から10月までのうち5日以内
現住所の滅失等休暇	災害で ○現住所が滅失または損壊し、復旧作業または避難しているとき ○家族の食料等をその職員以外には確保できないとき	7日
出勤困難休暇	災害や交通機関の事故により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
退勤途上の危険回避休暇	災害や交通機関の事故で、退勤途上身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
妊娠の通勤緩和休暇	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体または胎児の健康保持に影響を与える場合	1日を通じて1時間を超えない範囲
妊娠婦の健康診査休暇	妊娠中または産後1年以内の職員が保健指導や健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
妊娠障害(つわり)休暇	つわりのため勤務することが著しく困難である場合	7日以内